様式第3号（第2条関係）

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証交付（更新）申請却下通知書

　　年　　月　　日付で申請のありましたひとり親家庭医療費助成に係る受給者資格の認定について、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

　　　申請者氏名

　　　却下理由

教示

　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます。

　また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として（訴訟において身延町を代表するものは身延町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。